

## 官報の発行に関する内閣府令案に関する意見募集の結果について

令和6年9月17日  
内閣府大臣官房総務課制度室

令和6年7月25日付で「官報の発行に関する内閣府令案」に関し意見の募集を行ったところ、8件の御意見が寄せられましたので、寄せられた御意見に対する考え方を公表します。貴重な御意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

なお、意見募集を行った案からの変更点は別紙2のとおりです。

### 記

1. 意見募集期間  
令和6年7月25日（木）から同年8月29日（木）まで
2. 意見提出方法  
インターネット上の意見募集フォーム
3. 寄せられた御意見数  
8件
4. 寄せられた御意見と御意見に対する考え方  
別紙1のとおり
5. 意見募集を行った案からの変更点  
別紙2のとおり
6. お問い合わせ先  
内閣府大臣官房総務課制度室 意見募集担当  
電話：03-5253-2111(内線：30942)

## 官報の発行に関する内閣府令案について寄せられた御意見とそれに対する考え方

※「御意見に対する考え方」に記載した府令の条項は、意見募集時の府令案のものです。

No.	御意見	御意見に対する考え方
1	特段現行の慣例と相違ないのであれば差し支えないと思います	御賛同意見として承ります。
2	令和3年度に紙の資料を中止し、データベースでの閲覧のみにしているため、今回の電子化について当館は問題ありません。	御賛同意見として承ります。
3	閲覧期間は、計算が簡便なように「90日」ではなく「3か月」にしてほしい。	閲覧期間については、「官報電子化の基本的考え方」（令和5年10月25日官報電子化検討会議）第5章のIの1の(1)において、「具体的な閲覧・頒布期間について、現在の「インターネット版官報」は、90日の期間、無料で公開していることを踏まえ、今回の官報の電子化に当たっては、国民が少なくとも同等の期間、無料で官報を入手し、又は閲覧することができるよう、当分の間、少なくとも90日の期間を確保することが望ましいと考えられる。」と示されたことを踏まえ、90日間に設定しているところ、頂いた御意見については今後の参考とさせていただきます。
4	電子化の整備を進め、紙媒体を廃止する方向の場合、インターネットでの無料公開の範囲を、現在の直近90日間から大幅に拡大してほしい。	府令第18条各号に掲げる事項に該当しない官報掲載事項は、90日間の閲覧期間の経過後も引き続き、内閣府のウェブサイトにおいて永続的に公開されることとなります。
5	<p>1. デジタル化された官報の閲覧期間について 内閣府令案では、Webによる官報の公開期間を90日と定めています。しかしながら、官報の掲載情報の内容を踏まえると、その情報は広く国民に周知されるものであり、90日間の閲覧可能期間は短いと考えます。無料による閲覧可能期間を拡充し、国民の知る権利を保障する必要があると考えます。</p> <p>2. 書面の購読料の改定について 官報に掲載されている内容は、広く国民に周知するものであり、その情報へのアクセスに障害があってはならないと考えます。そうした点から、官報の購読料を考えたとき、現行の購読料は、1,641円で、内閣府令案では2,000円に改定され、2割ほどの値上げとなっています。また、実際に購読する際には、購読料のほかに送料も負担する必要があり、郵送料の値上げ等を考慮すると、購読を継続するには、購読料の値上げ幅が大きな課題となります。価格改定を行う際は、各自治体の予算編成作業を考慮し、価格改定の内容を明確にし、あらかじめ通知するということが必要不可欠な配慮だと考えます。</p> <p>3. 国立印刷局が運営する「官報情報検索サービス」について 官報のデジタル化の推進により、国立印刷局が運営する「官報情報検索サービス」にどのような変更が生じるのか、まったく情報が開示されていません。同サービスは、多くの公共図書館に導入され、市民の利用に供され、市民の知る権利を担保することに役立っています。官報のデジタル化という大きな変化にあっても、国立印刷局が運営する「官報情報検索サービス」がこれまで通りに利用できることが担保され、必要な情報が十分に発信されることが必須であると考えます。</p>	<p>1. について 府令第18条各号に掲げる事項に該当しない官報掲載事項は、90日間の閲覧期間の経過後も引き続き、内閣府のウェブサイトにおいて永続的に公開されることとなります。</p> <p>2. について いわゆる定期購読の購読料については、物価上昇等を踏まえ、現行の1,641円から値上げする案を提示させていただいたところ、価格改定に当たり、あらかじめ、当該案について今回の意見公募手続において御意見を頂く機会を設けるとともに、当該案の提示に当たっても公共図書館に対して必要な情報提供を行うなどの配慮を行ったところです。</p> <p>3. について 頂いた御意見については、独立行政法人国立印刷局に共有させていただきます。</p>

No.	御意見	御意見に対する考え方
6	<p>書面官報に発行時刻（何年何月何日何時何分に発行されたか）は掲載されるのか？政治資金規制法に基づく掲載の場合も同じであるか理由とともに答えていただければ幸いです。</p>	<p>官報の発行に関する法律第11条第1項の書面官報については、同項の規定により掲示された時に発行されたことになるものと解しており、当該掲示の時点についてあらかじめ書面官報に掲載するようにしておくことについては、かえって機動的な運用に支障を来しかねないなど、様々な検討すべき課題があると考えています。なお、この点については、掲載事項の内容にかかわらず、同様であると考えています。</p>
7	<p>「官報電子化の基本的考え方」（令和5年10月25日官報電子化検討会議）の「○株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）」（36～37ページ）で第17条第3項の規定がないような、例えば「社会福祉主事養成機関等指定規則第三条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業」や施行の委任規定（社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令）+（指定試験機関の名称の変更等の届出）の告示（変更の告示）の場合、「国の機関以外の者による法令に基づく行為に関する事項（法第四条第一項第二号及び前二号に掲げる事項を除く。）で、広く一般に周知させることが必要なもの」（7ページ）に当たるのか、「法令の委任に基づく事項その他法令の実施に関し必要な手続、基準、指針その他これらに類する事項を定める告示」（2ページ）、法第四条に当たるのか、教えてほしい。</p>	<p>例示された告示を具体的に特定することができませんでしたが、いずれにせよ、法令の規定に基づく国の機関が行う告示の対象となる事項は、「国の機関以外の者による法令に基づく行為に関する事項」には当たりません。また、「法令の委任に基づく事項その他法令の実施に関し必要な手続、基準、指針その他これらに類する事項を定める告示」については、一定の事項について告示を発する者が定めることについて法令において委任している場合が該当するところ、この点については、当該事項を官報をもって公にすることについて法令において規定されているかは、直接は関係しません。</p>
8	<p>「官報の発行に関する法律」を以下「法」といい、また「官報の発行に関する内閣府令案」を以下「府令案」ということとします。</p> <p>1. 府令案第8条第2項関係 別記第一の備考では、「号外政府調達公告は、縦書きの文字の書体を横書きで表示する」記載がある。既に横書きであり、縦書きではないと思われる。またこの機会に、法律、政令、府令等は縦書きである必要があるが、その他会社公告を含め、官報掲載事項はすべて横書きにすべきである。理由としては、文庫本を除きほとんどの書物や政府内および企業内文書はほぼ横書きである。備考欄の削除を提案する。</p> <p>2. 府令案第15条、第23条第1項および第24条第3項関係 本文中の「九十日」は「百二十日」とすべきである。理由は、会社法第197条第1項で規定されるいわゆる「所在不明株主の株式売却制度」の公告期間が3ヶ月（会社法第198条第1項）であるため九十日では、公告開始から3ヶ月以内に閲覧できない状態が生じるからである。</p> <p>3. 府令案第16条第1項関係 「自動公衆送信設備が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に代替設備」との規定があるが、東日本と西日本が想定できるが、震災等を考慮すれば、このような曖昧な表現を変更し、「自動公衆送信設備は東京都内に設置し、大阪府内に代替設備」とすべきである。実際企業等のサーバーは都内がほとんどで、代替機はほとんどが大阪である。</p> <p>4. 府令案第17条関係 本文中「合計十二時間以上」とあるのは「合計六時間以上」とすべきである。 理由は、法務省管轄の会社法と電子公告規則で定められている電子公告調査期間が実施する電子公告の掲載確認は六時間に一回以上の頻度で実施するため（電子公告規則第5条第1項第1号イ）、合計十二時間以上では、国民の利便性として不利益が生じるためである。1日は24時間であり、就寝する時間を考慮すると十二時間では適切ではないと考える。</p> <p>5. 府令案第19条第1項関係 法第9条第4項には「第一項の施設」と規定されており、この第一項の施設とは、「国の関係行政機関は、その管理する事務所その他の施設」であるので、府令案第19条第1項第1号の「国の関係行政機関の管理する事務所その他の施設」は内閣府令に規定する必要がないと思われる。よって、府令案第19条第1項第1号は削除すべきである。</p>	<p>1. について 御指摘の「備考」の記述については、号外政府調達公告版について題字を横書きとするために必要なものです。「その他会社公告を含め、官報掲載事項はすべて横書きにすべきである」との御意見については、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>2. について 御指摘の公告については、府令案第18条各号に掲げる事項に該当しない限り、内閣府のウェブサイトにおいて永続的に公開されることとなり、また、当該事項に該当する場合であっても内閣府のウェブサイト以外の方法により閲覧することが可能です。</p> <p>3. について 頂いた御意見については、今後の執務の参考とさせていただきます。</p> <p>4. について 災害等の事情により閲覧不能期間が生じた場合であっても、内閣府のウェブサイト以外の方法により官報の情報を閲覧することは可能であること等も踏まえれば、「合計十二時間以上では、国民の利便性として不利益が生じる」とはいえないと考えられます。</p> <p>5. について 「その他の」の前にある字句は、「その他の」の後にある字句の例示とされており、御指摘の「第一項の施設」を法第9条第4項の規定の対象とするためには、当該施設についても改めて内閣府令で規定する必要があります。</p>

No.	御意見	御意見に対する考え方
	<p>6. 府令第19条第1項関係 2号と3号の間に新3号として、「東京都にあっては区が設置する図書館および地方自治法252条の19第1項に定める(政令)指定都市」を追加すべきである。理由は、人口の多い市や区では需要が高く、すでに官報検索サービスを公開している図書館も多いからである。法第9条では1項と2項により努力義務が規定されているが、新3号の図書館には努力義務はないものの国民の利便性向上のため加えていただきたい。そして公表していただきたい。</p> <p>7. 府令第19条第2項関係 本文中、「情報の更新は、少なくとも2年に1回行うものとする。」箇所に関して「1年に1回」とすべきである。理由は2年に1回では、情報として採用されている図書館が見つかりにくい可能性があるからである。</p> <p>8. 法第11条第7項および法17条関係 これらの条文上の内閣府令は府令案には規定がないと思われませんが、正しいでしょうか。</p> <p>9. 意見募集以外の意見(参考) (1) 内閣府設置の自動公衆送信設備について 内閣府のサーバーのDNSは複数の異なるドメインを指定していてTTLの時間も短いことを確認いたしました。 (<a href="https://whois.jp/rs.jp/">https://whois.jp/rs.jp/</a>による)官報のサーバー(自動公衆送信設備)も同様の設定をしていただきたい。DNSが同一ドメインであるとDNSサーバーが作動しない場合は、アクセスできないリスクが生じる。なお、参考として法務省のDNSサーバーは同一ドメインであり、リスクがあり得る。また、内閣府のホームページ同様にIIJ(株式会社インターネットイニシアティブ)に委託されたい。</p> <p>(2) 官報検索サービス 施行日以降、「官報検索サービス」を内閣府が運用するのか、それとも現状通り独立行政法人国立印刷局が運用するのか不明である。運営母体はわからないが、現状では毎年電子証明書を入れ替えていて、発行日において2年以上3年以下の電子署名がされている。この点も従来と変わらないよう運用していただきたい。</p> <p>(3) 商業登記申請での「官報掲載事項記録書面」および「書面官報」 従来、商業登記申請は紙官報しか認められていなかったが、令和5年1月27日の内閣の閣議決定により、PDF官報が申請に使えるようになった。法の施行日から「官報掲載事項記録書面」および「書面官報」も商業登記申請に使えるよう、早めに法務省民事局商事課第一係と調整していただきたい。</p>	<p>6. 及び7. について 国民の利便性向上のための施策については、御提案の図書館を活用したものの以外の取組も考えられるところ、今後、様々な観点から当該施策の在り方を検討し、国民の利便性の向上に努めてまいります。</p> <p>8. について 「法第11条第7項」の規定に基づき府令第24条等を定めるとともに、「法第17条」の規定に基づき府令第26条等を定めています。</p> <p>9. について 頂いた御意見は、いずれも府令案とは直接関係しませんが、当府の所掌に係るものについては、今後の執務の参考とさせていただきます。</p>

## 意見募集を行った案からの変更点

官報の発行に関する内閣府令について、意見募集を行った案から下記のとおり変更しました（傍線の部分は変更部分）。

変更後	変更前
<p>(行政機関の諸活動に関する事項)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 予算又は決算に関する次に掲げる事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 法令の規定に基づき国会に提出された案件（<u>イ</u>の報告の対象となるものを除く。）に関する事項</p> <p>十二 法令により公務に従事する委員その他の職員の任命、指名及び選定に関する次に掲げる事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 法令の規定に基づく候補者の推薦<u>並びに</u>当該推薦があった候補者の任命、指名及び選定に関する事項</p> <p>十三・十四 (略)</p> <p>十五 <u>第五号から前号までに掲げるもののほか、法令の実施に関し必要な手続、基準、指針その他これらに類するものに関する事項</u></p> <p>十六 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）<u>第百四条第三項の内閣の声明</u></p> <p>十七 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）<u>第二十四条第一項の報告</u></p> <p>十八 国務大臣の名前に関して閣議において了解された事項</p> <p>十九 <u>第三号から前号までに掲げるもののほか、閣議にかけられた案件に関する事項であって、閣議において関係者に周知することとされたもの</u></p> <p>二十 前各号に掲げる事項に類する事項</p>	<p>(行政機関の諸活動に関する事項)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 予算又は決算に関する次に掲げる事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 法令の規定に基づき国会に提出された案件（<u>前項</u>の報告の対象となるものを除く。）に関する事項</p> <p>十二 法令により公務に従事する委員その他の職員の任命、指名及び選定に関する次に掲げる事項</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 法令の規定に基づく候補者の推薦<u>及び</u>当該推薦があった候補者の任命、指名及び選定に関する事項</p> <p>十三・十四 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>十五 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）<u>第百四条第三項の内閣の声明</u></p> <p>十六 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）<u>第二十四条第一項の報告</u></p> <p>十七 国務大臣の名前に関して閣議において了解された事項</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>十八 前各号に掲げる事項に類する事項</p>
<p>(その他官報に掲載する事項)</p>	<p>(その他官報に掲載する事項)</p>

第五条 (略)

一～四 (略)

五 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する国民の祝日に関する事項

六 国庫歳入歳出状況その他広く一般に周知させることが必要な公的統計

七 地方公共団体の諸活動に関する事項で、内閣総理大臣が別に定めるもの

八 法第四条第一項第二号に掲げる事項に密接に関連する事項

九 公示、公告その他の公にする行為であって、法令（行政機関（行政機関の職員であって法律上独立に権限を行使することを認められたものを含む。）が発する告示、訓令、通達その他これらに類するものを含む、法を除く。）、条約その他の国際約束、条例、地方公共団体の執行機関の規則、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）の規則、国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。）の規則及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）の規則の規定において官報に掲載する方法によりすることが規定されているものの対象となる事項及び当該事項に密接に関する事項（公布等事項、法第四条第一項各号並びに同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第二号から前号までに掲げる事項を除く。）

十 前号に掲げるもののほか、調達に関する公示、公告その他の公にする行為であって国の機関が定める指針、基準その他これらに類するものに基づくものの対象となる事項及び国の機関が行う調達の手續に関して一般に周知させることが必要な事項

第五条 (略)

一～四 (略)

(新設)

五 国庫歳入歳出状況その他広く一般に周知させることが必要な公的統計

六 地方公共団体の諸活動に関する事項で、内閣総理大臣が別に定めるもの

七 法第四条第一項第二号に掲げる事項に密接に関連する事項

八 公示、公告その他の公にする行為であって、法令（行政機関（行政機関の職員であって法律上独立に権限を行使することを認められたものを含む。）が発する告示、訓令、通達その他これらに類するものを含む、法を除く。）、条約その他の国際約束、条例及び地方公共団体の執行機関の規則の規定により官報に掲載する方法によりすることとされているものの対象となる事項（公布等事項、法第四条第一項各号並びに同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第二号から前号までに掲げる事項を除く。）

九 前号に掲げるもののほか、調達に関する公示、公告その他の公にする行為であって国の機関が定める指針、基準その他これらに類するものに基づくものの対象となる事項及び国の機関が行う調達の手續に関して一般に周知させることが必要な事項

<p>十一 国の機関以外の者による法令に基づく行為に関する事項（法第四条第一項第二号及び前二号に掲げる事項を除く。）で、広く一般に周知させることが必要なもの</p>	<p>十 国の機関以外の者による法令に基づく行為に関する事項（法第四条第一項第二号及び前二号に掲げる事項を除く。）で、広く一般に周知させることが必要なもの</p>
<p>（種別）          第六条（略）          一・二（略）          三 法第四条第二項第二号の規定により内閣総理大臣と衆議院議長及び参議院議長とが協議して定めるところにより衆議院又は参議院の会議録が掲載される官報 号外国国会会議録          四・五（略）          2（略）</p>	<p>（種別）          第六条（略）          一・二（略）          三 法第四条第二項第二号の規定により内閣総理大臣と国会とが協議して定めるところにより衆議院及び参議院の会議録が掲載される官報 号外国国会会議録          四・五（略）          2（略）</p>
<p>（官報に掲載する形式的な事項）          第八条（略）          一（略）          二 発行号数（号外国国会会議録の官報に発行号数を掲載することを要しない場合を除く。）          三 目次（号外国国会会議録及び特別号外の官報に目次を掲載することを要しない場合を除く。）          四（略）          2（略）</p>	<p>（官報に掲載する形式的な事項）          第八条（略）          一（略）          二 発行号数          三 目次（特別号外の官報に目次を掲載することを要しない場合を除く。）          四（略）          2（略）</p>
<p>（閲覧期間経過後の情報提供の対象）          第十八条（略）          一（略）          二 前号に掲げるもののほか、特定の名あて人に対する処分、通知その他の行政庁の行為（指定等法人に対するものを除く。）に関する事項であって、当該行為の性質に照らして当該事項を法第五条第二項の自動公衆送信を利用して公衆が無期限に閲覧することができる状態に置くことにより当該名あて人又は当該行為に係る事案の関係者のプライバシーの確保に支障が生ずるおそれがあると認められるもの</p>	<p>（閲覧期間経過後の情報提供の対象）          第十八条（略）          一（略）          二 前号に掲げるもののほか、特定の名あて人に対する処分、通知その他の行政庁の行為（指定等法人に対するものを除く。）に関する事項であって、当該行為の性質に照らして当該事項を法第五条第二項の自動公衆送信を利用して公衆が無期限に閲覧することができる状態に置くことにより当該名あて人又はその関係者のプライバシーの確保に支障が生ずるおそれがあると認められるもの</p>

<p>三 (略)</p> <p>(公文書館への移管)</p> <p>第二十五条 法第十三条第一項及び第二項の規定による移管は、一定の期間内に発行された官報に係る同条第一項の電磁的記録及び書面官報をまとめて行うことができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>三 (略)</p> <p>(公文書館への移管)</p> <p>第二十五条 法第十三条第一項及び第二項の規定による移管は、一定の期間内に発行された官報に係る同条第一項の電磁的記録及び書面官報をまとめて行うことできる。</p> <p>2・3 (略)</p>								
<p>(委託の解除)</p> <p>第三十二条 (略)</p> <p>一 法又はこの<u>府令</u>の規定に違反したとき。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(委託の解除)</p> <p>第三十二条 (略)</p> <p>一 法又はこの<u>命令</u>の規定に違反したとき。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p>								
<p>(手数料)</p> <p>第四十一条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 官報掲載事項記載書面(号外国国会会議録の官報に係るものに限る。)の交付 書面三十二枚までごとにつき百十円。この場合において、両面に複写され、又は出力された書面については、片面を一枚として手数料の額を算定する。</p> <p>三～五 (略)</p>	<p>(手数料)</p> <p>第四十一条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 官報掲載事項記載書面(国会会議録の官報に係るものに限る。)の交付 書面三十二枚までごとにつき百十円。この場合において、両面に複写され、又は出力された書面については、片面を一枚として手数料の額を算定する。</p> <p>三～五 (略)</p>								
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この府令は、法の施行の日(附則第三条において「施行日」という。)から施行する。<u>ただし、同条の規定は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この府令は、法の施行の日(附則第三条において「施行日」という。)から施行する。</p>								
<p>別表</p> <table border="1" data-bbox="159 1209 1099 1362"> <thead> <tr> <th>掲載項目</th> <th>掲載事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他告示</td> <td>一 法令の規定に基づき国の機関が行う告示の対象となる事項(以下「告示事項」という。)で、次の各号のいずれにも該当しないもの</td> </tr> </tbody> </table>	掲載項目	掲載事項	その他告示	一 法令の規定に基づき国の機関が行う告示の対象となる事項(以下「告示事項」という。)で、次の各号のいずれにも該当しないもの	<p>別表</p> <table border="1" data-bbox="1131 1209 2078 1362"> <thead> <tr> <th>掲載項目</th> <th>掲載事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他告示</td> <td>法令の規定に基づき国の機関が行う告示の対象となる事項(以下「告示事項」という。)で、次の各号のいずれにも該当しないもの</td> </tr> </tbody> </table>	掲載項目	掲載事項	その他告示	法令の規定に基づき国の機関が行う告示の対象となる事項(以下「告示事項」という。)で、次の各号のいずれにも該当しないもの
掲載項目	掲載事項								
その他告示	一 法令の規定に基づき国の機関が行う告示の対象となる事項(以下「告示事項」という。)で、次の各号のいずれにも該当しないもの								
掲載項目	掲載事項								
その他告示	法令の規定に基づき国の機関が行う告示の対象となる事項(以下「告示事項」という。)で、次の各号のいずれにも該当しないもの								

	<p><u>イ</u> 法規的告示の項に掲げる事項</p> <p><u>ロ</u> 告示事項のうち、第十八条各号のいずれかに該当する事項（官庁報告の項第一号<u>ソ</u>において「プライバシー等に配慮すべき告示事項」という。）</p> <p><u>二</u> 前号に掲げるもののほか、裁判所の機関が行う告示の対象となる事項</p>		<p><u>二</u> 法規的告示の項に掲げる事項</p> <p><u>三</u> 告示事項のうち、第十八条各号のいずれかに該当する事項（官庁報告の項第一号<u>ヨ</u>において「プライバシー等に配慮すべき告示事項」という。）</p> <p><u>(新設)</u></p>
国会事項	<p>一 (略)</p> <p><u>二</u> 前号に掲げるもののほか、法第四条第二項第二号の規定により内閣総理大臣と衆議院議長及び参議院議長とが協議して定める国会の諸活動に関する事項（<u>国家試験に関する事項を除く。</u>）</p>	国会事項	<p>一 (略)</p> <p><u>二</u> 前号に掲げるもののほか、法第四条第二項第二号の規定により内閣総理大臣と国会が協議して定める国会の諸活動に関する事項</p>
人事異動	<p><u>第五条第二号に掲げる事項及び法第四条第二項第二号の規定により内閣総理大臣と最高裁判所長官が協議して定めるところにより官報に掲載される裁判所の人事に関する事項</u></p>	人事異動	<p>第五条第二号に掲げる事項</p>
官庁報告	<p>一 (略)</p> <p><u>イ～ル (略)</u></p> <p><u>ヲ</u> ニからルまでに掲げるもののほか、法令の実施に関し必要な手続、基準、指針その他これらに類するものに関する事項</p> <p><u>ワ</u> 国会法第百四条第三項の内閣の声明</p> <p><u>カ</u> 国家公務員法第二十四条第一項の報告</p> <p><u>ヨ</u> 国務大臣の名前に関して閣議において了解された事項</p> <p><u>タ</u> ロからヨまでに掲げるもののほか、閣議にかけられた案件に関する事項であって、閣議において関係者に周知することとされたもの</p> <p><u>レ</u> 人事院公示の対象となる事項</p> <p><u>ソ</u> プライバシー等に配慮すべき告示事項</p> <p><u>ツ</u> 前各号に掲げる事項に類する事項</p> <p><u>二</u> 前号又に掲げるもののほか、国の機関（行政機関を除く。）が行う国家試験に関する事項</p> <p><u>三</u> 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第四百五十三条及び刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）第二十</p>	官庁報告	<p>一 (略)</p> <p><u>イ～ル (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>ヲ</u> 国会法第百四条第三項の内閣の声明</p> <p><u>ワ</u> 国家公務員法第二十四条第一項の報告</p> <p><u>カ</u> 国務大臣の名前に関して閣議において了解された事項</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>ヨ</u> 人事院公示の対象となる事項</p> <p><u>タ</u> プライバシー等に配慮すべき告示事項</p> <p><u>レ</u> 前各号に掲げる事項に類する事項</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>三</u> 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第四百五十三条及び刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）第二十</p>

	四条第一項の規定による公示並びに最高裁判所裁判事務処理規則（昭和二十二年最高裁判所規則第六号）第十四条及び裁判官の分限事件手続規則（昭和二十三年最高裁判所規則第六号）第九条の規定による公告の対象となる事項		四条第一項の規定による公示並びに最高裁判所裁判事務処理規則（昭和二十二年最高裁判所規則第六号）第十四条及び裁判官の分限事件手続規則（昭和二十三年最高裁判所規則第六号）第九条の規定による公告の対象となる事項
資料	第五条第六号に掲げる事項	資料	第五条第五号に掲げる事項
地方自治事項	第五条第七号に掲げる事項	地方自治事項	第五条第六号に掲げる事項
公告	法第四条第一項第二号及び第五条第五号及び同条第八号から第十一号までに掲げる事項（他の項に掲げるもの及び政府調達公告事項を除く。）	公告	法第四条第一項第二号及び第五条第七号から第九号までに掲げる事項（他の項に掲げるもの及び政府調達公告事項を除く。）